

足立区立第九中学校 部活動ガイドライン

平成 31 年 4 月 1 日

足立区立第九中学校長 長塚琢磨

1 部活動の目的

生徒の自主的、自発的な活動を促し、スポーツや文化及び科学等に親しませることを通して、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、中学生として育成を目指す資質・能力の育成に資する。

2 指導体制の整備

- (1) 学校の実態に応じた部活動を設置し、全教職員の協力により指導を行う
- (2) 年間指導計画や月ごとの指導計画を作成し公表することにより、保護者地域への理解や協力を得る。
- (3) 中学校体育連盟や足立区立中学校教育研究会等の関係機関と連携し、適切かつ有効な部活動を推進する。
- (4) 必要に応じて外部指導者を招聘するなどして部活動の充実を図る。

3 休養等の設定

- (1) 学期中については、週当たり 2 日以上 of 休養日を設定する。平日は、少なくとも 1 日、週休日は少なくとも 1 日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。
- (2) 長期休業中については、原則として学期中に準じる。生徒の十分な休養の確保とともに、部活動以外にも多様な活動を行えるよう、連続した休養期間の確保に努める。
- (3) 学期中の活動時間については、休憩時間等も含め、平日は 2 時間程度、週休日は 3 時間程度とし、原則として週当たり 16 時間以内とする。
- (4) 長期休業中の活動時間については、学期中の週休日に準じ、できるだけ短時間に効率的・効果的な活動を行う。

4 部活動指導

部活動の指導に当たっては、目的の達成に向けて次のことを配慮する。

- (1) 生徒の心理面を考慮した肯定的な指導に努める。
- (2) 生徒の状況の細かい把握、適切なフォローを加えた指導に努める。
- (3) 事故防止、安全確保に注意した指導に努める。
- (4) 体罰等の許されない指導は行わない。